

一関市建設関連業務委託契約に係る最低制限価格事務取扱要領新旧対照表

改正前					改正後				
第1～第2 [略] (最低制限価格の算出方法) 第3 最低制限価格は、別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表1から4までに掲げる額の合計額を基に、契約担当者が定める額とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあつては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が <u>10分の8</u> を超える場合にあつては <u>10分の8</u> と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあつては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあつては3分の2とするものとする。					第1～第2 [略] (最低制限価格の算出方法) 第3 最低制限価格は、別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表1から4までに掲げる額の合計額を基に、契約担当者が定める額とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあつては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が <u>10分の8.1</u> を超える場合にあつては <u>10分の8.1</u> と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあつては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあつては3分の2とするものとする。				
別表 (第3関係)					別表 (第3関係)				
業種区分	1	2	3	4	業種区分	1	2	3	4
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に <u>10分の4.8</u> を乗じて得た額	—	測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に <u>10分の4.8</u> を乗じて得た額	土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額

改正前					改正後				
				額					
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の4.8</u> を乗じて得た額	地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に <u>10分の4.5</u> を乗じて得た額	補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額
<p>業務の性質上上記の規定により難しいものについては、契約ごとに10分の6から <u>10分の8</u> まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。</p> <p>附 則（平成29年3月23日改正） この要領は、平成29年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。</p> <p>附 則（平成31年4月3日改正） この要領は、平成31年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。</p>					<p>業務の性質上上記の規定により難しいものについては、契約ごとに10分の6から <u>10分の8.1</u> まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。</p> <p>附 則（平成29年3月23日改正） この要領は、平成29年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。</p> <p>附 則（平成31年4月3日改正） この要領は、平成31年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。</p> <p><u>附 則（令和6年3月29日改正）</u> <u>この要領は、令和6年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。</u></p>				
備考 改正部分は、下線の部分である。									